

懲罰的損害賠償制度，クラスアクション制度，団体訴権制度についての考え方

これらの制度の創設については，いずれも立法政策の問題であるが，裁判の担い手の立場から申し上げると，まず，懲罰的損害賠償制度についてみると，我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は，被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し，加害者にこれを賠償させることにより，被害者が被った不利益を補填して，不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的としており，同旨の最高裁判決もある。したがって，不法行為の加害者に対して制裁を科し，将来の同様の行為を抑止するこの制度が，我が国の実体法の体系とこれを前提とした訴訟の実態に整合するかについての検討が必要となる。

クラス・アクションでは，訴訟追行権を個別に授権していない者に対しても，クラスの代表者が敗訴した場合の判決の効力を及ぼすことが予定されていることから（既判力により再訴が禁止される。），これまでの民事訴訟の在りようと大きく異なる側面がある。（この点について，判決効を受ける者の手続保障上の問題等があることを理由として，民事訴訟法や独占禁止法の改正の際にも，制度の導入は見送られている。）したがって，こうした点も念頭に置いた上，更に検討する必要があると考える。

団体訴権制度とは，本来の権利義務の帰属主体のほかに，一定の団体に一定の請求権を認め，その請求にかかる訴訟の当事者適格を与える制度であり，実体法上の権利義務を有する者が訴訟の場でも当事者適格を有するというこれまでの訴訟の構造と大きく異なる面がある。したがって，この制度の導入の可否を検討するに当たっては，個別団体にも権利の行使を認めることが権利の性質上適切であるかという実体法的な観点からの検討が必要と考えられる。